

全国健康保険協会船員保険協議会（第45回）

日 時：令和元年11月15日（金）14：51～16：02

場 所：都道府県会館 4階 402号室

出席者：菊池委員長、金岡委員、菊池委員、小山委員、高橋委員、立川委員、田中委員、
中出委員、長岡委員、平岡委員（五十音順）

議 題：

1. 令和2年度の保険料率について
2. 船員保険事業の実施状況について
3. その他

菊池委員長：それでは、皆様ご参集いただきましてどうもありがとうございます。定刻にまだかなり早い時間でございますが、もう全員おそろいということでございますので、ただいまから第45回船員保険協議会を開催いたします。

まず、委員の交代がありましたので、事務局からご紹介をお願いいたします。

前島船員保険部次長：

それでは、委員の交代についてご紹介をさせていただきます。

10月1日付で厚生労働大臣より任命されております一般社団法人日本旅客船協会の菊池委員でございます。

菊池委員：

前任の江口委員が退任しましたので、交代で日本旅客船協会から参りました石崎汽船の菊池です。よろしくお願いいたします。

菊池委員長：

よろしくお願いいたします。

それでは、まず本日の出席状況でございますが、内藤委員より欠席のご連絡をいただいております。

それでは早速ですが、議事に入りたいと思います。

まず事務局から議題1. 令和2年度の保険料率についてご説明をお願いいたします。

議題1. 令和2年度の保険料率について

前島船員保険部次長：

それでは、令和2年度の保険料率につきまして、資料1-1、資料1-2、資料1-3、参考資料を使って説明をさせていただきたいと思います。

まず資料1-1と参考資料をご用意いただいでよろしいでしょうか。まず参考資料をご覧いただければと存じます。被保険者数、平均標準報酬月額の過去5年間の実績と今後の見込みについてお示しをさせていただいております。被保険者数につきましては、汽船の被保険者数は増加傾向、漁船の被保険者については減少傾向でございまして、今後の見込みを作成するに当たりまして、今回から、汽船、漁船別にそれぞれ過去の実績をもとに見込むことにさせていただきました。また、平均標準報酬月額につきましても汽船、漁船別に今後の見込みについて試算をしたところでございまして、汽船につきましては過去5年間の実績をもとに、漁船につきましては今年度の伸びが実績としてマイナスになってございまして、来年度については伸びゼロということで見込ませていただいております。参考資料の上半分が疾病保険分の被保険者、平均標準報酬月額でございまして、下半分が災害保険の分でございまして。疾病保険分の被保険者数の見込みですけれども、汽船については令和2年度は対前年比で1.2%増ということで、4万298人と見込んでおります。漁船につきましてはマイナス1.1%ということで、1万5,222人と見込んでおります。それから平均標準報酬月額ですけれども、汽船につきましては対前年度0.9%増ということで43万6,678円、漁船につきましては伸び率ゼロと見込んでおりましたので41万716円と令和2年度を見込んでおります。

こういった数字をもとに令和2年度の収支見通しを作成したのが資料1-1でございまして。資料1-1をご覧ください。真ん中が令和元年度の見直しでございまして。令和元年度の収支見込みにつきましては、平成30年度と比較いたしますと、収入では平均標準報酬月額等の伸びに伴いまして保険料収入の増加を見込んでおります。また、支出では加入者1人当たりの給付費の伸びが見込まれる一方で、被扶養者数の減少で加入者数が減少していることから、保険給付費全体といたしましては約1億円の増にとどまっているところでございまして、単年度収支差としては約52億円の黒字を見込んでおります。結果、準備金の残高は、被保険者の保険料負担軽減分が約70億円、それ以外の準備金が約292億円となっております。

この令和元年度の収支見込みを踏まえまして、令和2年度の見通しでございましてけれども、保険料率を9.6%に据え置きまして、被保険者の保険料負担軽減分を0.5%相当ということで、これを準備金から約16億円繰り入れるという前提で試算した結果、約364億円の収入に対しまして約308億円の支出を見込んでおるところでございまして、令和2年度につきましても約56億円の黒字と見込んでおります。その結果、準備金の残高ですけれども、被保険者の負担軽減分が約53億円、それ以外の準備金が約348億円として見込んでおるところでございまして。

2ページをお開きください。災害保健福祉保険分でございます。こちら先ほどの数字で見直してございまして、令和元年度、真ん中の欄でございましてけれども、収入トータル約

36億円に対しまして支出は約42億円を見込んでおりまして、今年度は約6億円の赤字と見込んでおります。令和2年度につきましては、上から3段目の福祉医療機構国庫納付金等ということで7億4,800万円を見込んでおります。こちらは福祉施設の売却益が6億円ございまして、それを来年度の収入に計上してございまして、収入トータルとして約42億円を見込んでおります。支出合計といたしまして約42億円と見込んでございまして、ほぼ収支均衡ということで、準備金の残高は約182億円を見込んでいるところでございます。

続きまして、船員保険の中期的財政見通しにつきまして、資料1-2をご覧ください。極めて粗い試算ではございますけれども、令和3年度から令和7年度までの5年間の収支見通しを作成いたしております。

まず1ページでございましてけれども、推計の前提条件ということで3点挙げさせていただいております。まず①といたしまして保険料率でございまして。保険料率につきましては、令和3年度までは現在と同じ保険料率で試算をいたしまして、令和4年度からは被保険者の負担軽減分の控除率を0.1%ずつ引き下げるということで合意いただいておりますので、0.1%ずつ引き下げまして、被保険者の保険料率を0.1%ずつ上昇させるということで試算をしております。

それから②ですけれども、令和2年度以降の診療報酬改定については見込んでいない状況でございます。

それから③ですけれども、事務費につきましては今年度の予算額をもとに計上いたしております。ただしと書いてございましてけれども、特別支給金については実績が出ておりますので、実績を踏まえて見直して計上させていただいているところでございます。

それから次に推計方法でございまして。まず被保険者数でございまして。令和2年度を見込むときにも汽船と漁船を分けて試算をしたところでございまして、この5年間の収支見通しにつきましても、汽船と漁船を別にしまして、それぞれの1年齢ごとの被保険者数に過去5年間の平均伸び率を乗じることによって算出をいたしております。

それから、お聞きいただきまして2ページをご覧ください。平均標準報酬月額につきましても汽船と漁船をそれぞれ別に見込んでおります。まず汽船につきましては、1年齢ごとの平均標準報酬月額に過去5年間の平均伸び率を乗じた上で算出をいたしております。それから漁船につきましては、1年齢ごとの平均標準報酬月額に今回は伸びはゼロということで見込みまして、そのまま算出をさせていただいているところでございます。

それから医療給付費でございましてけれども、5年齢ごとの加入者1人当たりの医療給付費に過去5年間の平均伸び率を乗じて算出をさせていただいております。

それから後期高齢者支援金等の拠出金、支援金、納付金でございましてけれども、平成22年10月の資料を使って算出をさせていただいているところでございます。

推計の結果が3ページ、4ページに記載してございましてけれども、まず3ページが疾病保険分の5年間の見通しでございまして。まず下の表をご覧くださいいただければと思いますけれども、被保険者数、加入者数、平均標準報酬月額、1人当たりの医療給付費のそれぞれの推

移が書いてございます。

まず被保険者数でございますけれども、令和3年度から令和7年度までについては若干ですが増加しながら推移をすると見込んでいるところでございます。加入者につきましては、被扶養者の減少傾向が続いております、加入者全体としては減少して推移をすることで見込んでおります。それから標準報酬月額につきましては、ほぼ横ばいで推移をすることを見通しを立てているところでございます。また、加入者1人当たりの医療給付費でございますけれども、1%前後の伸びで推移をすると見込んでいるところでございます。

これによりまして収支を組み立てたところでございますけれども、上の収支の表をご覧くださいまして、収入の面では保険料収入は被保険者の増、標準報酬月額の若干の増ということで、徐々にですけれども増加をしながら推移をすると見込んでいるところでございます。それから支出の面では、保険給付費、拠出金とも年々増加すると見込んでおりますけれども、その結果、その収支でございますが、令和3年度では約46億円の単年度収支黒字を見込んでおるところでございますが、徐々に黒字の額は減少をしていくということで、令和7年度では約41億円の黒字と見込んでいるところでございます。その結果、令和7年度末の準備金の残高は合計で565億円で、被保険者の負担軽減も約3億円ということで見込んでいるところでございます。

それから4ページをご覧くださいと思います。こちらが災害保健福祉保険分でございます。収入面では、若干ですけれども保険料収入は増加をする、支出の方はほぼ横ばいで推移をすると見込んでおります。令和3年度の単年度収支は約6億円の赤字と見込んでおまして、ほぼこのぐらいの赤字が続くということで、令和7年度には約5億円の赤字と見込んでおりますが、準備金の残高が令和7年度末でも約154億円あると見込んでおるところでございます。

これらを踏まえまして、来年度の保険料率の方向性についてということで、資料1-3をご用意させていただいております。資料1-3をご覧ください。疾病保険分につきましては、現行の保険料率を据え置いた場合ですけれども、中期的収支見通しでお示しさせていただきましたように、令和7年度まで黒字で推移をすると見込んでいるところでございます。

「しかし、」と書いてございますけれども、注意する点が3点ほどあると事務局としては考えております。まず1つ目、被保険者数でございますけれども、現在は合計としては微増ですけれども増加傾向で推移をしているところでございますが、先ほどご覧いただいたように漁船の被保険者数は依然として減少傾向が続いているような状況でございます。また、汽船の被保険者数につきましても、近年、増加傾向で推移をしておりますが、今後、労働人口全体が減少するという見込みがある中で注視が必要だと考えているところでございます。

それから2つ目でございますけれども、平均標準報酬月額につきましては、近年、増加

傾向でございました。しかしながら、30年度に漁船の平均標準報酬月額が横ばいになったというところで、また今年度についてはマイナスで推移をしている、こういう状況がありますので、注視が必要ではないかと考えているところでございます。

それから3点目といたしまして医療費でございますけれども、医療技術の進歩とか高額医薬品の保険適用といったことが今後も考えられるところでございまして、今後ますます増加が続くのではないかとということで、船員保険についても同様ではないかと考えているところでございます。

以上のことから、船員保険の財政状況は現在は安定して推移はしているのですけれども、中長期的な視点から慎重に財政運営を図る必要があると考えておりまして、来年度の保険料率といたしまして、事務局からは現行と同率の10.10%でご提案をしたいところでございます。

それからお聞きいただきまして2ページ目、2.として災害保健福祉保険料率について記載をしております。収支見通しでは、現時点の保険料率を据え置いた場合でございますけれども、来年度は特別な収入がある関係で収支均衡といったところでございますが、令和3年度以降についてはこの5年間、赤字で推移をすると見込んでおるところでございますが、一定程度まだ準備金を保有しているということで、来年度の料率については現行と同率の1.05%ということでご提案をしたいということでございます。

それから3.の介護保険料率でございます。こちらにつきましては介護納付金が国から示されて、それを機械的に2号被保険者の総報酬額で割るということで算出をしております。現時点の見込みでございますけれども、令和2年度の介護保険料率は1.69%ということで見込んでおりまして、現行は1.61%ですので、0.08%の増加が見込まれているところでございます。

3ページ目は参考資料ということで、船員保険料率のこれまでの推移について記載をさせていただいているところでございまして、後ほどご覧いただければと思います。

ご説明については以上です。

菊池委員長：

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。

立川委員、お願いします。

立川委員：

資料1-1の2ページ目でございますけれども、令和2年度のところで福祉医療機構国庫納付金等ということで、福祉施設の売却で約6億円ふえておりますという説明があったわけですが、近年、福祉施設の売却というのはたしかなかったと思うのです。かなり以前にあったかと思うのですが、そのお金がかなりおくれて入ってきたという理解なのでしょう

か。どこの施設の分が入ってきたのかということをお尋ね、確認させていただければと思います。

菊池委員長：

いかがでしょうか。

前島船員保険部次長：

ありがとうございます。福祉医療機構国庫納付金が6億円強の増加ということで、福祉施設の売却益が入ってきたということで厚労省のほうから連絡を受けております。内訳といたしましては、3施設売れたところで、みのたにグリーンスポーツが26年3月に売却されております。それからスパリゾート久留米も26年5月に売却されている。それからマリンヒル小樽は29年5月に売却が済んでいる。こういうことで、この3施設分で約6億円強の資金が繰り入れられるという予定になってございます。

菊池委員長：

いかがでしょうか。

立川委員：

よろしいのですけれども、随分期間があくというのは何か理由があるのですか。これだけあく理由というのは。

深谷全国健康保険協会管理室長：

保険局の深谷でございます。今、繰り入れの時期についてのお尋ねでございますが、令和2年度の概算要求に当たりまして、売却を担当いたしました年金特別会計の業務勘定は年金局のほうでやっておりますが、そちらから私どものほうにご連絡がありまして、今回、繰り入れるということで予算措置を令和2年度でさせていただいたところでございます。お尋ねの繰り入れの時期についてでございますけれども、特に法令上はその時期についての定めはございませんが、ただ1点、売却した後に、例えば引き渡しをした施設に瑕疵が見つかったような場合には売り主として対応しなければいけないとか、そういう事情があるようでして、そういうことを考慮しまして業務勘定のほうで一定の期間持っていたということを聞いております。

菊池委員長：

立川委員、いかがでしょうか。

立川委員：

大体理解ができました。ただ、ほかにもまだあるのでしょうか。もうないかなとは思っているのですが。

深谷全国健康保険協会管理室長：

船員保険特別会計が21年12月に廃止になりまして、それを引き継ぎました年金特別会計の業務勘定の帰属になったのですが、当時、4施設帰属になりましたが、先ほどお話がありましたように3施設が売却を終わりました、もう1つについては引き続き売却の手続きをとっているということでございます。まだ終わっておりませんので、年金特別会計のほうで持っているということでございます。

立川委員：

どこの施設でございましょうか。

深谷全国健康保険協会管理室長：

ヒルサイド富士見というところがまだ売却されていないということで承っております。

立川委員：

わかりました。

菊池委員長：

ほかにかがでしょうか。何かございませんでしょうか。

田中委員、お願いします。

田中委員：

令和7年度までの船員保険被保険者数の見込みは微増ということで、ようやく下げどまっている、そういう見込みを立てていただいていると思います。実際に物流の量は堅調ですし、比較的安定的にこれからも推移するのだろうと思っています。先ほどご説明があった懸念点等はいろいろあるのでしょうかけれども、基本的には経済の浮き沈みはあろうとも、国内を中心にした物流、船員保険の被保険者の数というのは、大きな流れで言えば下げどまりをしていると我々も見ておりますので、そういった意味で船員保険の保険財政も今、見込みを立てていただいたような方向で長期的に安定的に運営をしていただければありがたいと思います。意見としてつけ加えます。

菊池委員長：

何か事務局から。よろしいですか。

前島船員保険部次長：

ありがとうございます。私どもも注意をしながら慎重にこういったものは推計をしていきたいと思っております。また、今、国土交通省の方でいろいろな検討会が立ち上がって検討されていると伺っておりますし、その中でもしそういった船員に対する施策などがあれば、そういったものも取り込んでいくべきかなと考えております。

菊池委員長：

ほかにいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

高橋委員：

1点教えていただきたいのですが、平均標準報酬月額算定の仕方で汽船と漁船を変えたというのが、汽船のほうは過去5年間の平均伸び率を乗じて、毎年振り分けたということでしょうけれども、大きく算定基礎を変えたのか、前からこうなのか私はわかりませんが、これがなぜ違うのか教えていただけませんか。

前島船員保険部次長：

ありがとうございます。先ほどのご説明の中でも触れさせていただきましたけれども、参考資料をご覧いただければと思いますが、漁船の平均標準報酬月額につきましては、ここ5年間ずっと伸びてきておったのですが、平成30年度に急に横ばいになって、年度の途中から対前年同月を下回るような感じで推移をしているような状況が今現在も続いておりまして、今年度についてはマイナスの伸びになっている。こういう状況を踏まえまして、漁船については来年度は伸びがないということで、令和3年度以降も伸びなしということで見込ませていただいたところでございます。

菊池委員長：

高橋委員、よろしいでしょうか。

高橋委員：

わかりました。

菊池委員長：

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にございませんようでしたら、令和2年度の保険料率の方向性につきましては、疾病保険料率、災害保健福祉保険料率のいずれも現行の率を据え置くということにさせていただきたいと思っておりますが、最終的な保険料率は次回の船員保険協議会で決定したいと存じま

す。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題、船員保険事業の実施状況について事務局よりご説明をお願いいたします。

2. 船員保険事業の実施状況について

前島船員保険部次長：

それでは、令和元年度の船員保険の事業実施状況等についてということで、資料2をご用意いただければと思います。

資料2を1枚おめくりいただきまして、1ページからございまして、事業計画の項目に沿いまして上半期の実施状況、課題、下期の取組についてご報告をさせていただきます。

まず1ページ目でございますけれども、基盤的保険者機能の保険給付等の業務の適正な実施でございます。事業計画については時間の都合上省略をさせていただきます。上期の実施状況でございますけれども、現金給付等の支払いにつきましては適切に実施をしているところでございます。また上期、不正の疑いのある事案についてはございませんでした。下船後の療養補償でございますけれども、療養補償の未提出が多い船舶所有者様に適正利用について周知をするとともに、提出されていない船舶所有者様には督促を実施しました。

課題でございますけれども、下船後の療養補償について未提出の船舶所有者があるとか、慢性的な疾患について船舶所有者の証明がされている、こういった不適切な事例が一定程度存在しておりまして、医療機関等への照会事務などの事務負担が生じているところでございます。下期の取組で書いてございますけれども、引き続き周知広報は重要だと思っておりますが、こういった不適切な事例について船舶所有者の方をお集めして、講習会などで適正な使い方について周知広報していきたいと考えているところでございます。

それから2ページでございます。効果的なレセプト点検の推進でございます。資格点検及び外傷点検についてはおおむね順調に事務処理を実施しているところでございます。内容点検につきましては、外部業者に委託をして実施をしているところでございますけれども、前年度と比較しまして、点検効果額は減少しているという状況でございます。

課題として挙げておりますけれども、業者を決めるに当たりまして、最低価格落札方式により業者を決定しているのですが、このためコストは前年度に比べて低くなっているのですが、点検効果額も前年度を下回っているということで、今後、契約方法についてよく検討して見直す必要があるのではないかと考えているところでございます。下期につきましては、引き続き今やっただいている業者と打ち合わせを通じて点検効果額を引き上げていくこととともに、次期契約に向けたよりよい契約方法について検討していきたいということで考えております。

次に、3ページをお開きください。柔道整復施術療養費等の照会業務の強化でございます。こちらにつきましては、多部位、頻回受診の施術が行われている申請等に加えて、長期受診になっている申請についても、被保険者、加入者の方に文書照会を実施させていただいているところでございます。3部位、15日以上 of 施術割合については0.83%ということで前年度を下回っておりまして、事務処理はおおむね順調に進んでいるところでございます。下期についても、引き続き適正受診の促進を図っていきたいと考えております。

それから4ページでございます。あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進ということでございます。こちらにつきましても事務処理はおおむね順調に行っておりまして、下期につきましても適正な利用がなされるよう引き続き周知広報を実施していきたいということで考えております。

それから5ページをご覧ください。返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進でございます。上期の実施状況でございますけれども、1つ目の○に数字が書いてございまして、保険証回収率につきましては88.7%、返納金回収率につきましては25.72%、資格喪失後受診に伴う返納金の割合については0.123%ということで、ほぼ前年同期と同じぐらいということで、おおむね事務処理は順調に行っているとなっております。

課題に挙げてございますけれども、保険証の回収率について地域差があるということが課題であると思っております。下期の取組で書いてございますけれども、今後は保険証の回収率の低い地域の船舶所有者に直接訪問をして、早期回収に対するご理解を進めたいと思っております。それから発生した債権については早期に回収するということが効果的ですので、手続について早期に進めていきたいと考えております。

次に6ページでございます。サービス向上のための取組でございます。こちらは給付金につきまして申請から10営業日以内にお支払いをするサービススタンダードを100%達成と、保険証について3営業日以内に発行することを100%とするということを実施しております。

上期の実施状況でございますけれども、サービススタンダード、保険証の発行についてそれぞれ100%達成ができているところでございます。加えまして、30年度にいただいたご意見も踏まえまして、申請書の見直しについて検討を行いまして、下期から実施をする予定でございます。

課題で書いてございますけれども、事務処理自体はおおむね順調に進んでいるところでございますが、お客様満足度調査を分析した結果、制度全体に対する満足度と事務処理期間に要した満足度に相関関係があると思っております。お客様満足度の向上のためには事務処理期間を短縮する必要があると考えてございまして、特に保険証発行業務については日本年金機構でやられておりますので、日本年金機構と我々の処理とを合わせて短くしていくことが重要だと考えております。下期の取組ですけれども、疾病任意継続被保険者の保険証発行について、日本年金機構のデータを待たずに保険証が発行することができる

ようになりましたので、これについて周知をしていきたいと考えております。

お聞きいただきまして、7ページでございます。高額療養費制度の周知でございます。こちらにつきましては限度額適用認定証の利用促進を図るということで進めておるところでございます。上期の実施状況ですけれども、8月分までの使用割合で84.1%ということで現時点では目標を達成できている、こういう状況でございます。課題で書いてございますけれども、さらなる利用促進を図るためには、制度理解をまず求めることと、医療機関の窓口でご協力をいただくことが課題ではないかということで考えておりまして、下期の取組で書いてございますけれども、周知広報とともに、医療機関の窓口申請書を置いていただくと同時に、その医療機関の窓口で限度額認定証を使っていただくことをお勧めいただくようにご協力依頼をしていきたいと考えております。

それから8ページでございます。職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付の申請勧奨でございます。上期の実施状況でございますけれども、表にございますとおり、休業手当金が22件、障害・遺族年金については66件、特別支給金については133件、経過的特別支給金については30件の申請勧奨を行っております。そのうち申請してきていただいた方の率については、この下の表のとおりでございます。課題で書いてございますけれども、22年1月から制度改正が行われまして、制度がより複雑になってなかなかご理解が進んでいないのが課題だと思っております。下期の取組でございますけれども、船舶所有者や被保険者の方に対して周知広報を引き続き実施してまいります。船舶所有者向けの講習会を開催して、こういった手続についてご理解をいただくような取組をしていきたいと思っております。

お聞きいただきまして9ページでございます。被扶養者資格の再確認業務でございます。上期の実施状況でございますけれども、9月末に船舶所有者の方に対象者リストの送付をさせていただきまして、事務処理はおおむね順調に行っているところでございます。下期については回収をしていくということで、未提出の方には督促もさせていただくことで考えております。

それから10ページが福祉事業の着実な実施ということでございまして、上期の実施状況については下の枠の表のとおりでございます。おおむね順調に推移をしていると考えておりまして、下期については引き続き保養事業の利用拡大等について広報を図っていききたいと思っております。

お聞きいただきまして、11ページでございます。健全な財政運営についてでございます。上期の実施状況でございますけれども、船員保険財政についてはおおむね見込みどおり推移をしているところでございます。課題で書いてございますけれども、近年、黒字で船員保険は推移しておりますが、今後の被保険者数、賃金、医療費の動向について注視をしていくことが必要だと考えております。下期については、先ほど保険料率についてご説明もさせていただきましたけれども、適切な来年度の保険料率を設定していきたいということで考えております。

12ページからが戦略的保険者機能についてでございます、まず特定健康診査等の推進についてでございます。実施状況は13ページをお開きください。13ページが上期の実施状況でございます。30年度から生活習慣病予防健診について無料でお受けいただけるということで始めましたので、その周知をしているところでございます。また、巡回健診を活用した利便性の向上によって被保険者の方の健診受診率の向上を図っているところでございます。数字につきましては中ほどの※印で書いてございますけれども、被保険者の方の生活習慣病予防健診については対前年度より減っているという状況でございます。船員手帳の健康証明データについても昨年度より減少といったところでございます。それから被扶養者の特定健診についても上期は減少傾向ということで推移をしております。

課題で書いてございますけれども、無料化してもなかなか数字が向上していないということで、健診実施機関が少ないことが大きな要因ではないかと考えているところでございます。下期の取組でございますけれども、健診実施機関の拡充に向けて、個別に医療機関に依頼をすることと併せまして、全国に医療機関を展開しているような医療団体に直接働きかけをして、実施機関の拡大を図っていきたくております。また、2つ目の○ですけれども、健康証明データを取得しているところでございますが、船舶所有者に下期にお願いをするということで考えておりまして、その際に国土交通省と連携して働きかけを行っていきたくてということで考えております。

それから14ページが特定保健指導の実施率の向上についてでございます。上期の実施状況でございますけれども、※印で数字を書いてございますが、保健指導については被保険者、被扶養者とも前年度に比べまして減少しているという状況でございます。課題で書いてございますけれども、被保険者の方については、健診を受けられてすぐ乗船したりということで、なかなか保健指導に結びつかないことが課題ということでございます。また被扶養者の方については、今、健診機関で保健指導もできるようになっておりますので、初回面談を健診機関で実施をしていただく、こういったことが課題であると考えているところでございます。

下期の取組について記載してございますけれども、保健指導を進めていくためには、船舶所有者の方にぜひ船員の健康について、保健指導に結びつけていくことが重要だということをご理解いただくことが大事だと考えておりまして、下期は自社の船員の健康の状況がわかりやすく見える化した健康度カルテを作成して配付をするということを考えておりまして、特に取組を実施していただきたい船舶所有者の方には直接訪問もさせていただく、こういったことで考えております。それからスマートフォンを使った保健指導も実施をしているところでございますけれども、なかなか利用が進まないところで、どうしたら利用が進むのかということについて検討していきたくて考えております。

お開きいただいて15ページでございます。船舶所有者と協働した加入者の健康づくりということで、先ほども申し上げましたけれども、船員の健康づくりに取り組むためには船舶所有者のご理解がぜひ必要だということで、健康度カルテを作成して配付をして、直接

ご訪問もさせていただいて、一緒に船員の健康について考えていきたいというところで考えております。

それから16ページでございます、こちらが加入者の健康増進等を図るための取組の推進でございます。上期の実施状況でございますけれども、生活習慣病予防健診を受けていただいた方にはオーダーメイドの情報提供冊子を作成して配付をさせていただいております。それから○の3つ目ですけれども、今年度につきましてオンラインによる禁煙プログラムを本格的に実施するというので、8月から10月にかけて募集を行ったところがございます。それから出前健康講座につきましては、生活習慣病対策、メンタルヘルスをテーマとした出前健康講座を開催しております。また、船員養成校での特別講義についても実施をさせていただいているところがございます。

お聞きいただいて17ページ、※印で数字を書いております。オンライン禁煙プログラムについては10月で応募を締め切ったところがございますが、122名の方にお申し込みをいただいたところがございます、乗船スケジュールの関係で全ての方がプログラムに参加できないような状況もありますけれども、お申し込みは122人の方からいただいたところがございます。

課題で挙げてございますけれども、個々の加入者の方々のヘルスリテラシーの向上が重要だと考えておまして、そういった興味を持っていただいた方に対して新たな支援をするメニューも我々としては検討していかなければいけないと考えております。下期の取組でございますけれども、禁煙プログラムについては、募集期間を3カ月でやりましたけれども、この中から改善策も見えているところなので、次回に向けた検討なども進めていきたいと思っております。また、出前健康講座について、また新たなメニューについて検討していきたいと考えております。

それから18ページ目が情報提供・広報の充実についてでございます。上期の実施状況でございますけれども、加入者の方の閲覧機会の多い紙媒体を中心といたしまして、生活習慣病予防健診の無料化とか、オンライン禁煙プログラムの実施について重点的に広報を行ったところがございます。また、「船員保険通信」につきまして全船舶所有者、全被保険者の方に今年度もお配りをさせていただいております。

課題で書いてございますけれども、広報について加入者、船舶所有者の方がどれだけ認知をしていただいているかが今のところ把握できていないというところが課題だと考えてございまして、下期については認知度を把握するような取組を実施していきたいということで考えております。

それから最後に19ページでございますけれども、ジェネリック医薬品の使用促進についてでございます。上期の実施状況でございますが、7月時点のジェネリックの使用割合は79.1%ということでございます。今年度の目標は、上に書いてございますように78.7%ということで、目標は既にクリアできているというところですが、最終的には80%以上を目指しておりますので、さらなる使用促進に向けて検討していきたいと考えております。

す。

以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。

平岡委員、お願いします。

平岡委員：

ちょっと教えてほしいのですけれども、13ページの船員手帳健康証明データ取得数ですけれども、対前年度比1,820件減ったということですか、減りぐあいが大きいと思います。被扶養者の特定健診受診者数、ここも130人程度減っていますが、その辺の理由がわかれば教えていただきたいと思います。

前島船員保険部次長：

ありがとうございます。まず船員手帳健康証明データ取得数が大幅に減少している点についてのご質問ですけれども、昨年度につきましては6月と8月に手帳の健康証明データをいただきたいという提供依頼をしたところでございまして、上期にも一定程度ご提出があったところでございます。今年度につきましては、事務処理の都合上、11月と3月に提供依頼を考えておりまして、上期について提供依頼をしていないということで集まり状況が悪くてこれだけ減少しているということで、年度内には提供依頼を行いますので、昨年度と同じぐらい、またそれ以上の取得につなげていきたいと考えております。

それから被扶養者の特定健診受診者が減少している件についてでございますけれども、無料化をしたというところで昨年度非常に多くの方に受けていただいたのかなということで、今年度はその揺り戻しといいますか、昨年度がふえた分、とまっているような状況だと我々としては思っているところでございます。

菊池委員長：

平岡委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

立川委員、お願いします。

立川委員：

健康証明データの話で継続なのですけれども、1つ、生活習慣病の予防を図るために、40歳以上の加入者を対象に特定健診が行われているところです。それで厚生労働省のホームページに記載されています特定健診とか特定保健指導の実施状況というのは公表されてい

るのですけれども、これを見ますと、2017年度の船員保険関係では前年48.5%であったものが、35.8%という形で大きく減少しているというのが今、公になっています。この原因は一体何だったのだろうか。十数%下がったわけですね。それと多くの船員に特定健診とか特定保健指導を受けていただくことが船員の健康確保や疾病の早期発見につながりますので、協会からの船舶所有者や医療機関に対してのデータ収集への協力はもちろんですけれども、厚生労働省とか国土交通省とともに船員の健康データ収集に向けた協力体制をとっていただいて、船員の健康確保の推進に向けた対応をお願いしたいというのが要望です。

それから船員の健康証明データの関係ですけれども、122件というのは、半期、4月から8月ですけれども、余りにも少ない。これから1,800件にまた戻っていくというお話ですけれども、トータルしても2,000件にしかならないということは、全体の船員数から見ると非常に低いデータの回収率ということが言えると思うのですね。そうしますと、個人情報の関係もあるかとは思いますが、データの収集が進まないことについてどういう分析をされているのかというのを確認させていただければと。その方策がわかれば、ふやす方法もまた出てくるのではないかと思いますので、そういうことで、分析の状況などをお伺いしたいと思います。

菊池委員長：

事務局、いかがでしょうか。

前島船員保険部次長：

まず厚生労働省のホームページにありました特定健康診査の実施率35.8%という数字についてのご質問がありました。この数字につきましては、私ども船員保険の健診の状況につきまして国にデータでご報告をして、それを国のデータベースで処理をして数字を出して公表されている、こういうことでございますけれども、データの処理をする際に、データの提供の仕方が我々はちょっと間違ったところがありまして、正しく処理がされなかった件数が5,000件程度実はあったということが判明いたしまして、厚生労働省に正しい健診結果の修正をしてほしいということで今依頼をしているところでございます。2017年度の我々が持っている正しいという健診の実施率でございますけれども、特定健診のほうは46.2%になるはずだと思っております、それに修正をしていただくように今、依頼をしているところでございます。

それから健康証明データについて取得状況が悪いということでございまして、それはなかなか耳が痛いところでございます。昨年度のトータル、年度としての健康証明データの取得は25%程度だったと記憶をしております。そのぐらいしか集まらないということで、船員さんは必ず年に1回健康証明をいただくために健診を受けられているということですので、健診の実施率としては100%なのではないかと思っております。できれば我々の生

活習慣病予防健診を受けていただければ、がん検診も含んでおりますので、よりよい健診ができますし、ほとんどの実施機関で健康証明も発行ができるような形になっておりますので、我々としてはぜひこの生活習慣病予防健診に移行していただけないかということで、無料化もして実施をしているところでございます。この生活習慣病予防健診を受けていただけなかった方について、我々として健康状態を把握する必要があるということで、健康証明のデータをいただくことを依頼しているところでございまして、今後とも国土交通省と協力しながら、この取得率について引き上げていきたいと考えております。

菊池委員長：

どうぞ。

井原理事：

補足で説明いたします。立川委員も委員としてご出席されている海事局の検討会でも、この健康証明書の取り扱い、それから産業医の位置づけをどうするかというところもその場で議論されているのはご存じだと思います。私もオブザーバーとしてそこに参加しておりまして、そもそも健康証明書自体の制度上の位置づけというのが、先ほど来出ていますように、乗船する際の許可を出すかどうかというところの証明ということで、それをどう健康診査、それから保健指導等につなげていくかというところを海事局のほうでも検討していますので、その位置づけをどうするかというところ、それから実務的な面で船舶所有者の方に提出いただく方法を、当然個人情報が含まれますので、そこは非常に注意しないといけないと思うのですが、もう少し簡便に提出していただく方法がないかというところも含めて、海事局とも、その検討会の場も通じてですけれども、いろいろ検討していきたいと考えております。

菊池委員長：

今の1点目については、今、修正を依頼中ということですので、そのてんまつというか結果については何らかの形でまたお知らせいただけるということでよろしいですかね。

前島船員保険部次長：

はい。次回の協議会までに修正できていれば、またご報告を差し上げたいと思います。

井原理事：

その点につきましても、厚生労働省のほうには、私ども、このデータは誤りがあるので、それは公表すると誤解を与えるので、注釈なりをつけた上で、あるいはデータ自体を出さないようにということでお願いはしたのですけれども、全体的な取り扱いでそういうことはできないということでした。いまだに誤った情報が出ているので、そういった誤解を与

えないように、できるだけ早く正しいデータにしていただくよう、今、厚生労働省にお願いしているところでございます。

菊池委員長：

そういった意味を含めて、今後、対応についてご報告いただきたいと思います。

前島船員保険部次長：

ご報告するようにいたします。

菊池委員長：

それから2点目で厚生労働省さんに対する協力体制についてのご依頼というふうなお話もあったかと思いますが、厚生労働省のほうから何かコメントをいただけますでしょうか。

深谷全国健康保険協会管理室長：

今、井原理事からもお話がございましたように、私どもとしても、例えば国土交通省のほうに担当のサイドからも依頼をすとか、あるいは今、海事局が設けておられます検討会のほうにも、私どもの職員等を通じて検討の依頼とかサポートをすることで取組をしております。逐次その状況を把握しながら、できる限り協力をさせていただきたいと思っております。

菊池委員長：

そういうことですが、立川委員から何かございますか。

立川委員：

もう少し積極的に、船員自体は乗船してしまえば船上で医療行為は受けられないわけですから、そういう環境の中で船員は健康証明を受けて乗っていているわけです。ただ、いつ、何が起こるかわからないという状況もあるわけですね。健康だとか、がんなり何なりの疾病関係の早期発見のためにも、なるべく多くの船員がそういう健診を受ける。施設も重要ですけども、受ける意識と、それに対するケアをこの協議会でやっていただいているわけですから、かつ特定健診であるとか指導というのは厚労省でも推奨しているわけですから、もっと積極的にかんじていただいて、健康証明のデータとかが集まるような形をつくっていただいて、船員の健康確保に向けた努力をしていただきたいと思いますというわけです。ですから、もっと積極的に、どここの委員会に出て聞いているから、それを聞いてからどうのこうのというのではなくて、協会さんとか国交省さんとタッグを組んで、もっと積極的に臨んでいただきたいと思いますというのが要望です。

菊池委員長：

今、ご要望をいただきましたけれども、それに対して何か。

前島船員保険部次長：

ありがとうございます。我々としても船員の健康を守るために引き続き取組を強化していきたいと考えております。

菊池委員長：

では、引き続きよろしく申し上げます。

続きまして、田中委員、申し上げます。

田中委員：

今の話のちょっと蒸し返しになりますけれども、今のような話は納得いかないのですね。納得いかないというか、釈然としないのです。ちょっと前を思い起こすと、全く次元が違うかもしれないけれども、例の統計データが不正で船員保険の被害が一番多かったということで、そういうことが現にあったばかりの話で、中身は違うかもしれないけれども、結局、厚労省に協会けんぽから出したデータが、注釈つきで出しているにもかかわらず修正をされずに、そのままホームページに掲載をされてしまうとか、ちょっとがっかりですね。

船員が船員保険なくして船員職業なんかあり得ないわけですがけれども、そのことは船員保険法できっちり決められているわけで、そして船員職業というのが洋上で生活をして、被保険者は普段、医療機会がない労働環境にある、こういう特殊な職業ですから、だからこういう形で残して、その船員の特殊性なり就労に合った形での船員保険の運用、運営ということをこれだけ集まって協議をしてやっているわけです。その中には実は制度上の矛盾というか、抜け落ちたところが結構あると思うのですね。船員だけではないかもしれないけれども、保険者が協会けんぽの船員保険部に移って、運営は協会けんぽがやるにしても、制度の根本の部分には厚生労働省が所管でやっているわけですから、今、ご発言があったようなそんな傍観的なことでは困るわけです。保険者として委託をされている保険事業を協会けんぽの船員保険部はやるわけですから、船員の立場から言うと、そうやってたらい回しにされるのは非常に困るわけです。それは厚労省なのか国土交通省なのか保険者の協会けんぽなのか、そんなことを考えて船で就労していませんよね。一言で言うと安心して働けません。出てくるデータも間違いだらけ、誰も責任をとらない、善処しますということで、こういうことはいいかげんに当事者で是正をしていただきたいし、きょう厚労省さんがいらっしゃっているのではっきり申し上げますけれども、船員保険ですから、法的にはこの責任は厚生労働省にある。船員としての雇い入れとか、そういうことに関しては国土交通省が所管かもしれませんが、そこで働く船員の保険については厚生労働

省が所管だと認識していますので、そのように主体的に、もし問題があったり他省庁も含めて——国交省ですけれども、連携が必要であれば厚生労働省が中心になって音頭をとってやっていただきたい。

そのために保険者である協会けんぽに、こういうことを調べろとか、こういうふうにやってくれとか、あるいは協会けんぽがいろいろやっていることで、従来、船員保険会が船員保険病院も含めて一体的にやってきた事業などを今、事業はばらばらになっているわけですけれども、そういったことをしっかり1つの事業としてつなぎ合わせをして、船員保険と船員保険にまつわる附帯の事業を一体的に厚生労働省の責任でしっかり考えてもらいたい。それを実施するのが協会けんぽであり、また協会けんぽの委託を受けた船員保険会、こういうふうに思っていますので、ぜひしっかり連携をとって、こんな間違えましたとか、注釈をしたのにホームページに載ってしまいましたなんて、国が出している情報が間違っていましたとか、誰も責任をとりませんなんていうのは論外ですし、恐ろしくて船なんか乗ってられないです。陸上の人と違って、船で働いている場合、何も情報はないわけです。ですから、船員が家族と離れて海の上で仕事に専念できるような状態をしっかりとくっていただきたいと思います。

それから、船員手帳の健康証明データの話ですけれども、これは何年も前から言っていますが、船員の被保険者に関して言えば、これがなかったら船に乗れないのです。雇い入れしてもらえないんです。したがって、100%受診しているわけですから、本来、データは100%なんです。ここで出ている数字はデータが集まったか集まっていないかだけの数字で、受診をしたか、していないかというのは意味のない話なのです。そういう言ってみたら中身の無い議論なので、もっとはっきり言うと、船員はこの証明を受けて雇い入れをされて船に乗っているわけですから、このデータを全ての事業者が出せるような、出しやすいような状況をつくる。それが保険者だけではなかなか難しいのであれば、厚生労働省、あるいは厚生労働省と国土交通省が連名で事業者に対してデータの提出を依頼すれば、件数としてはぐっとふえるでしょうし、100%に近づけるように国の責任でもやっていただきたいと思います。保険者だけの問題ではないと思いますので、これは厚生労働省、国土交通省、そして保険事業をやる協会けんぽと、あるいはデータを収集するのに船員保険会がかねてから歴史的にも一番実績があるわけですから、必要な業務委託をするなり、しっかり連携をして取り扱いをしていただきたいとこの場で強く要請いたします。

井原理事：

まず第1点のデータの取り扱いのところは、そもそも私どものほうでデータの処理にミスがあったということについて、お詫び申し上げます。その後の取り扱いについては、国のほうとの行き違い、連携がうまくいかなかったのも、そこは反省点として、まず本来、データの処理にミスがないというのが第一ですけれども、その後の対応についても、今後善処していきたいと思います。申しわけありませんでした。

それから今後の事業の効率的、効果的な進め方というのも、厚労省、海事局とも連携するというので、国としての責任は厚労省、あるいは事案によっては国交省にありますけれども、私どもは連結点、ピボットとなって、効果的にできるように取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

菊池委員長：

よろしいでしょうか。強いご要望がございますので、ご対応をよろしくお願いいたしますと思っております。

どうぞ、小山委員。

小山委員：

ただいまの田中委員のご意見に全く賛成でございます。この辺はしっかりやっていただきたいと思うのですが、今お答えいただいた中でも、データの使い方にミスがあって、その後調整がつかなかったということなのですが、そのあたりミスをするのはしようがないと思うのですが、それがわかってちゃんと通知したにもかかわらず、それがすぐ変えてもらえないという、そういうところが我々からすると信じられないのですね。正しい数字がわかっているのに、それは手続上できませんというところがスピード感がないなどということを感じます。

それからデータの回収についてですけれども、100%受診しているのにデータが集まらないということであれば、集まりやすくするというのが当然の対応だと思いますので、昨今言われているように電子化して、自動的にデータが集まるようにするのが当然の対応ではないかと思っております。

先ほどの保険証の回収率にしましても88.7%で、債権回収率25.7%とかありますけれども、そもそも保険証も電子化していて、権利がなくなった瞬間に保険証が使いなくなっていけばこういうことはないわけで、ゼロ%になるわけですね。ですので、すごく人手がかかることを一生懸命突き詰めるよりも、抜本的に変えて電子化をして、それで少ない労力で成果を上げるというような方向に持っていかれてはいかげなかなとは思っております。

以上です。

菊池委員長：

ありがとうございます。引き続きのご意見とともに、電子化というご提案というか、ご要望も出ましたけれども、何か。

井原理事：

保険証につきましては、今、政府全体でオンライン請求という形で進められております。その流れに乗りおけないように、私ども船員保険のほうのシステム化、電子化が若干お

くれている状況にあります。さらに事務体制も、業務がこれからふえていく中で、マンパワーをふやせない状況にございますので、システム化を早急に進めていくべく、今、部内でも検討をしているところでございます。

菊池委員長：

ただいまご意見を小山委員からいただきまして、労使双方からデータの表示に関しては強いご意見がございましたし、それは恐らく公益の委員の皆さんも同じ思いでいらっしゃると思いますので、ぜひ厚労省との交渉というか、申し入れに際しては、この船員保険協議会で修正に向けた強い要望が出たという面でお伝えいただければと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

菊池委員長：

では、その方向で取り組んでいただければと思います。よろしく申し上げます。

それ以外、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ございませんようでしたら、次の3. その他について事務局よりご説明をお願いいたします。

3. その他

前島船員保険部次長：

どうもありがとうございます。

その他に入ります前に、来年度の事業計画について若干触れさせていただきたいと思っております。今日いただいたご意見も踏まえまして、来年1月に事業計画の案をお出しをさせていただきたいと思っております。来年の事業計画につきましては、データに基づく事業実施とか、そのためにできる限りの事業目標の数値化を基本といたしまして作成をしていきたいと考えております。また、事業目的とか目的達成手段、実施スケジュール、評価指標、こういったものをできる限り明確になるように記載をしていきたいということで考えております。

実施事業といたしましては、来年度も継続して取り組むものが多いということで考えておりますけれども、先ほどから話が出ていますように国土交通省との連携も念頭に置きつつ、国土交通省で開催されています船員の健康確保に関する検討会、こういった会議での議論の動向も踏まえつつ、そういったものにしていきたいと考えております。重点目標としては、健康関係の事業の拡充、健康づくりに向けた加入者、船舶所有者の取組の支援などを考えているところでございます。次回の検討会での議論をぜひお願いしたいと思いま

す。

それでは、資料3をご覧ください。令和元年台風19号に係る対応についてということで資料をお出しさせていただいております。このたび被災をされた方につきましてはお見舞いを申し上げたいと思います。10月12日からの対応でございますけれども、住宅の全半壊等の被害を受けられた加入者の方につきましては、医療機関の窓口でその旨を申し出ていただければ、医療機関での一部負担の支払いを免除する措置を講じているところでございまして、来年の1月31日までこの措置を講ずることとしております。それから、疾病任意継続被保険者の保険料の納付につきまして、11月分、12月分、1月分につきまして2月10日まで納付を猶予する取り扱いとさせていただいております。

2ページ、3ページは内閣府で発表されております災害救助法が適用されている地域を一覧にしておるところでございます。

以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、以上をもちまして本日予定していた議題は全て終了いたしましたので、本日の船員保険協議会は閉会といたします。

なお、次回の日程等について事務局からご説明をお願いいたします。

前島船員保険部次長：

次回の船員保険協議会につきましては、来年1月を予定させていただいております、今、日程調整をさせていただいております。議題につきましては、令和2年度の保険料率についてご決定をいただく回ということで考えております。また、先ほど申し上げましたように、令和2年度の事業計画についてもお示しをさせていただきたいと思っております。

日程と場所につきましては、決まり次第またご案内をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

菊池委員長：

それでは、本日は進行にご協力いただきましてありがとうございます。お忙しいところ、ありがとうございます。

これをもちまして、第45回船員保険協議会を閉会いたします。（了）